

地方自治法施行令第167条の2第1項 第1、2及び8号により契約を締結できる場合

- **第1号** 予定価格が、130万円（工事、製造の請負）、80万円（財産の買入れ）、40万円（物件の借入れ）、50万円（その他（業務委託、修繕等））を超えないとき。（※2者以上の見積書を徴収のこと。）

- **第2号** 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
 - (1) 土地又は家屋を買入れ、又は借り入れるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合を除き、特定の者でなければ納入することができないものを納入させるとき。
 - (3) 特許、実用新案等に係る特殊技術を要するものに係る契約をするとき。
 - (4) 組合の行為を秘密にする必要があるとき。
 - (5) 外国で契約を締結するとき。
 - (6) 運送又は保管をさせるとき。
 - (7) 国、他の地方公共団体と契約するとき。
 - (8) 特殊な機械、建築物等の保守の委託又は修理で、これらに特別な関係のある者又は特殊な技術を有する者でなければ当該保守の委託又は修理ができないとき。
 - (9) 訴訟、調停、登記、鑑定、評価、学術調査、研究、医療診療、仲介あっせん等の事務を委託するとき。
 - (10) 新聞、雑誌等への広告の掲載又はテレビ、ラジオ等の放送を委託するとき。
 - (11) 法令等に基づき取引価格が定められているものについて契約するとき。

- **第8号** 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。